

第3次三田市地域福祉計画(案)に対する市民意見の 募集結果と意見に対する市の考え方について

1 実施の概要及び意見件数

(1) 募集期間

令和4年12月26日(月)～令和5年1月25日(水)(必着)

(2) 閲覧方法

①三田市公式ホームページ「意見募集(パブリックコメント)」での閲覧

②公共施設での閲覧

市役所(本庁舎1階ロビー・本庁舎4階地域福祉課)、まちづくり協働センター、総合福祉
保健センター、各市民センター

(3) 提出方法

次の方法により意見を募集

①電子申請フォーム(Logo フォーム)により意見を提出

②意見書(任意様式)に住所・名前・電話番号を記入し、郵送、FAX、電子メール、持参
(土・日、祝日、年末年始を除く)のいずれかにより、市役所地域福祉課へ意見を提出

(4) 意見件数

6件 (5名)

2 意見の概要と市の考え方

(1) 第3次三田市地域福祉計画(案)を修正するもの 3件

(2) 第3次三田市地域福祉計画(案)を修正しないが参考とするもの 3件

第3次三田市地域福祉計画(案)に対する市民意見の募集結果と意見に対する市の考え方について

No.	ページ	項目	意見の内容	市の考え方
【対応】ご意見を参考に記述を一部修正します。				
1	40 ～ 41	気軽に集い、交流できる場の推進	障害者の交流サロンなどどのように活動されているかのイメージが分からず、コロナ禍でもあり現在はどうされているのかなと思いました。情報誌はよく見るのですがなかなか発見できておらず、情報を学校やディサービスを通して情報をいただけたら嬉しいです。	誰もが交流の場などの情報を得られることは大切なことであることから、ご意見いただいた内容を踏まえ、次のとおり修正します。 (修正前) 「 <u>交流の場</u> に参加したことがない人も参加しやすいよう情報発信を工夫します。」 (修正後) 「 <u>高齢者・障害者のサロンや世代間交流などの場</u> に参加したことがない人も参加しやすいよう <u>様々な媒体を活用し</u> 、情報発信を工夫します。」 今後も様々な発信媒体の活用や手法を工夫するなど、更なる情報提供の充実に取り組んでまいります。
2	51	SNSやデジタルの活用	SNSやデジタルの活用と書かれていますが、私の親でもスマホを教えても、日々バージョンアップされる機器(システム・アプリケーションなど)に対応しきれなかったり、覚えきれないことも多く、このような方は多いかと思います。 また、学校のオンライン授業でも問題になりましたが、自宅のオンライン環境が費用面の都合上などで整わない方がおられ、ひとり親世帯、困窮世帯、高齢者、外国人など、世帯全員がデジタル機器を持っていない、使えない、言語などの理解が難しい方などは、たくさんいらっしゃいます。 情報弱者の方が、地域社会から取り残されないための対応はどのように考えられていますか？	SNSやデジタルの活用については、誰もが必要な情報を得られるよう、デジタルデバイドを解消することを計画における重点取り組みの一つとしており、ご意見いただいた内容を踏まえ、次のとおり修正します。 (修正前) 「誰もが必要な情報を得られるよう、 <u>デジタルデバイドを解消する取組を進めます。</u> 」 (修正後) 「誰もが必要な情報を得られるよう、 <u>高齢者向けのスマホ教室などデジタルデバイドを解消する取組を進めます。</u> 」 市では、デジタル活用による情報発信は一人でも多くの人に情報が迅速かつ正確に伝わるようにするための重要なツールと考えており、技術の進歩に対応するため、これまで実施してきた高齢者向けのスマホ教室など今後も気軽に参加できる事業を実施するなど、デジタルデバイドの解消に向けて努めてまいります。
3	55	成年後見制度利用促進基本計画	(1)地域連携ネットワークづくりの図からも明らかですが、弁護士、司法書士、社会福祉士の職能団体が最初からバックアップしていくことが必要です。特に社会福祉士会は実践をふまえて支援方針を決定することを大切にしている団体です。 (2)国が推進する第二期基本計画は職能団体や関係機関をその地域における重要な社会資源として、その役割を地域の中で実践することを第一にあげています。そのためには、この基本計画を理解し、熱意をもって実践に取り組む人材が必要です。適切なマンパワーを配置し、そこにきちんとした予算がどうしても必要です。他の事業と兼務させたり熱心さが欠けた人材では、この制度の確実な実施は望めません。	市においても弁護士等の職能団体に支援いただくことは地域連携のネットワークづくりにおいて大切であると考えており、(1)のご意見を受け、次のとおり修正します。 (修正前) 「 <u>家庭裁判所等、司法との連携を進めるとともに、弁護士や司法書士等との意見交換の場を設けるなど、権利擁護体制の構築を進めます。</u> 」 (修正後) 「 <u>家庭裁判所等、司法との連携を進めるとともに、弁護士や司法書士、社会福祉士等の職能団体による適切な支援体制を整備するなど、権利擁護体制の構築を進めます。</u> 」 また、ご意見をいただきましたとおり、人材の確保は大変重要であると考えておりますので、成年後見制度利用促進基本計画を円滑に推進するための体制整備に努めてまいります。

No.	ページ	項目	意見の内容	市の考え方
【対応】地域福祉計画の施策推進上の参考とさせていただきます。				
4	40 ～ 41	気軽に集い、交流できる場の推進	<p>車椅子ユーザーとしての意見です。居場所づくりや地域交流の場であるところさえ車椅子NGとお断りされることがありました。この現状がなくなればいいなと思いました。</p> <p>wheelog(ウィーログ)さんの活動で車椅子体験をしました子どもたちの反応がとてもよかったです。三田市でいろんなイベントがされる中に業者と連携し、福祉用具に触れる機会がもっと増えればいいなと感じました。病気や障害があってもこうやって頼ってもいい道具がある、助けてくれる人も、生きていく上での安心感につながると思います。</p>	<p>地域でさまざまな人と関わり触れ合える居場所や交流の場は、年齢や性別、障害の有無、国籍等にかかわらず、全ての人が安心して気軽に集うことができる場であることが大切だと考えます。</p> <p>市では、平成30年7月に「三田市障害を理由とする差別をなくすすべての人が共に生きるまち条例」を施行し、障害のある人もない人も自分らしく、自立と社会参加ができる共生のまちの実現に向けた取り組みを進めております。今後もすべての人が相互に尊重し合える共生社会の実現に向け、引き続き推進してまいります。</p> <p>また、ご意見のとおり福祉用具などに実際に触れたり体験することで障害者への理解がより深まると考えます。障害者への理解と交流を深めることを目的とした催しやイベントにおいて、福祉用具の展示ブースを設ける等、事業者とも連携しながら、障害及び障害者(児)に対する更なる理解の促進を図ってまいります。</p>
5	52	成年後見制度利用促進基本計画	<p>計画案で示されている『権利擁護とは、「誰もが地域の中で自分らしく安心して暮らせるよう支援し、本人の権利を守ること』は、一朝一夕ではできません。</p> <p>権利擁護は、成年後見制度に代表される「保護的な権利擁護」と、その役割も担いながら、一人ひとりの自分らしい生き方を尊重し、本人が自分の人生を生きようとする自己実現の実践も図る「発展的な権利擁護」のことも含むと考えます。</p> <p>当計画は、行政の分野別福祉計画を横断する重要なものであり、両者の権利擁護の実現に向けた行政の主体的な取り組みを期待します。</p>	<p>成年後見制度は、認知症や障害等により、判断能力が十分でない人の権利を守るための重要な手段であり、必要な人が必要な時に利用できることが大切であると考えております。</p> <p>ご意見をいただいたように、成年後見制度の利用をさらに促進していくことにより、単に財産を管理するに止まらず、ご本人の生活を支える(身上保護)視点でしっかりと支援するとともに、さらにはすべての人の権利が守られ、尊厳を持って自分らしく安心して暮らせる地域づくりを進めてまいります。</p>
6	-	障害児福祉サービス等	<p>私は今障害児を育てながら働いているのですが、困難なことが多くて悩んでいます。放課後デイサービスを利用しているのですが、施設が少なく利用できる所も希望者が多いため必ずしも希望する日にちに行けるというわけではなく時間帯も就業時間と異なることがあります。児童クラブへの申請は行っていますがコロナ禍でもあり利用までに至っていません。また、障害のために通院や訓練などが必要であり児童クラブ利用に向けての時間の調整がとても難しい状況です。放課後デイサービスの数が増えたり、障害児対応の児童クラブがあったり、障害児が利用しやすい病児保育があるなど障害児がいても仕事をしやすい環境があれば嬉しいです。</p>	<p>放課後等デイサービスは、障害児の生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を目的に実施しており、利用にあたっては、児童の個別具体的な特性に応じ、専門の計画相談員が立案した計画に基づいて、サービスの時間等の調整を行って利用する療育サービスです。近年の療育サービスの需要の高まりもあることから、市としても身近な地域において児童の状態に応じた質の高い支援を行うことができるよう、引き続きその対応等について検討してまいります。</p> <p>また、放課後児童クラブは、保護者の就労、疾病その他の理由により、平日の4日以上、放課後(概ね午後1時)から午後4時まで、家庭等で保育ができない児童をお預かりする事業ですが、障害や支援を要する児童の入所については、状況に応じて、加配の可否も検討しながら個別に判断しております。</p> <p>なお、市が行う病児保育については、昨年9月末をもって委託契約が終了したことにより休止していましたが、直営により再開することとしました。利用の可否や内容については、児童クラブと同様、個々の状況により判断することとしております。</p> <p>こうした取り組みについては、必要な時に利用していただきやすいことが大切だと考えております。今後もそれぞれの事業の充実に向け取り組んでまいりますのでご理解をお願いいたします。</p>